本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

行政権等の行使：③許認可・産業取締（漁業関連）

No.15

竹島におけるアシカ漁業以外の漁業を制限する区域を図示

島根県令第54号

1911年（明治44年）12月30日

資料概要

この資料は、1911年（明治44年）12月に新たに制定された島根県漁業取締規則である。引き続き竹島におけるアシカ漁業は県知事の許可漁業に指定され、また、竹島とその地先水面におけるアシカ漁業以外の水産物の採捕禁止も継続されるとともに（第3章「繁殖保護及取締」第15条）、アシカ漁業の許可範囲（水産物の採捕禁止範囲）が付図により示された（朱線で表示された）。

作成年月日	1911年（明治44年）12月30日
編著者	島根県知事（高岡直吉）
発行者	島根県
収録誌	島根県令　明治44年
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う （島根県竹島資料室で複製本の閲覧可）

内容見本

島根県令第五十四号
漁業取締規則左ノ通定ム
明治四十四年十二月三十日　島根県知事高岡直吉
漁業取締規則
第一章総則
第一条　左ニ掲クル漁業ヲ為サムトスル者ハ知事ニ出願許可ヲ受クヘシ但シ専用漁業権ニ依リテ為ス場合ハ此限ニ在ラス
　一、白魚建網漁業（定置漁業ニ該当セサルモノ）
　二、公魚建網漁業（同上）
　三、鰛地曳網漁業（一定ノ曳揚場ヲ有セサルモノ）
　四、鰛巾着網漁業
　五、鰛揚繰網漁業
　六、手繰網漁業
　七、笊網漁業
　八、打瀬網漁業
　九、鰡敷網漁業（一定ノ網場ヲ有セサルモノ）
　十、網筌漁業
　十一、鰐釣漁業
　十二、海驢漁業（刺網、撲殺、銃殺）
　十三、雑魚船曳網漁業（一定ノ曳寄場ヲ有セサルモノ）中海ニ於ケルモノニ限ル
　十四、雑魚旋網漁業　中海ニ於ケルモノニ限ル
　十五、雑魚建網漁業（一定置漁業ニ属セサルモノ）　河川湖沼ニ於ケルモノニ限ル
前項ノ許可ヲナシタルトキハ一漁業毎ニ鑑札ヲ下付ス
（略）
第十五条　左ニ掲クル区域内ヲ禁漁区トシ水産動植物ノ採捕ヲ禁ス
（略）
　五、竹島（明治三十八年二月本県告示第四十号）及其ノ地先別紙第五号図朱線内ノ区域但シ海驢漁業ハ此限ニ在ラス

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

島根縣令第五十四號

漁業取締規則左ノ通定ム

明治四十四年十二月三十日

島根縣知事高岡直吉

漁業取締規則

第一章 總則

第一條 左ニ掲クル漁業ヲ爲サムトスル者ハ知事ニ出願許可ヲ受クヘシ但シ専用漁業權ニ依リテ爲ス場合ハ此限ニ在ラス

一、白魚建網漁業（定置漁業ニ該當セサルモノ）
二、公魚建網漁業（仝上）
三、鰮地曳網漁業（一定ノ曳揚場ヲ有セサルモノ）
四、鰮巾着網漁業
五、鰮揚繰網漁業
六、手繰網漁業
七、笄網漁業
八、打瀬網漁業
九、鰡敷網漁業（一定ノ網場ヲ有セサルモノ）

所蔵：島根県公文書センター

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

十、網窒漁業
十一、鰯釣漁業
十二、海鱸漁業（刺網、撲殺銃殺）
十三、雑魚船曳網漁業（一定ノ曳寄場ヲ有セサルモノ）中海ニ於ケルモノニ限ル
十四、雑魚旋網漁業　中海ニ於ケルモノニ限ル
十五、雑魚建網漁業（一定置漁業ニ属セサルモノ）　河川湖沼ニ於ケルモノニ限ル

前項ノ許可ヲナシタルトキハ一漁業毎ニ鑑札ヲ下付ス

第二條　漁業者ニ非スシテ水産動植物ヲ捕採スル者ハ左ニ掲クル漁具ノ外使用スルコトヲ得ス

一、網丈三尋未満ノ投網
二、網方三尋未満ノ四ツ手網
三、攬
四、網裾一尋未満ノ叉手
五、竿釣及手釣
六、鎌及挾鋏器　肥料藻採取ニ限ル

第三條　養殖、學術、研究其ノ他特別ノ理由ニ依リ漁業法第二十四條ニ基キ制限禁止シタル左記事項ヲ爲サムトスル者ハ知事ノ許可ヲ受クヘシ

所蔵：島根県公文書センター

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

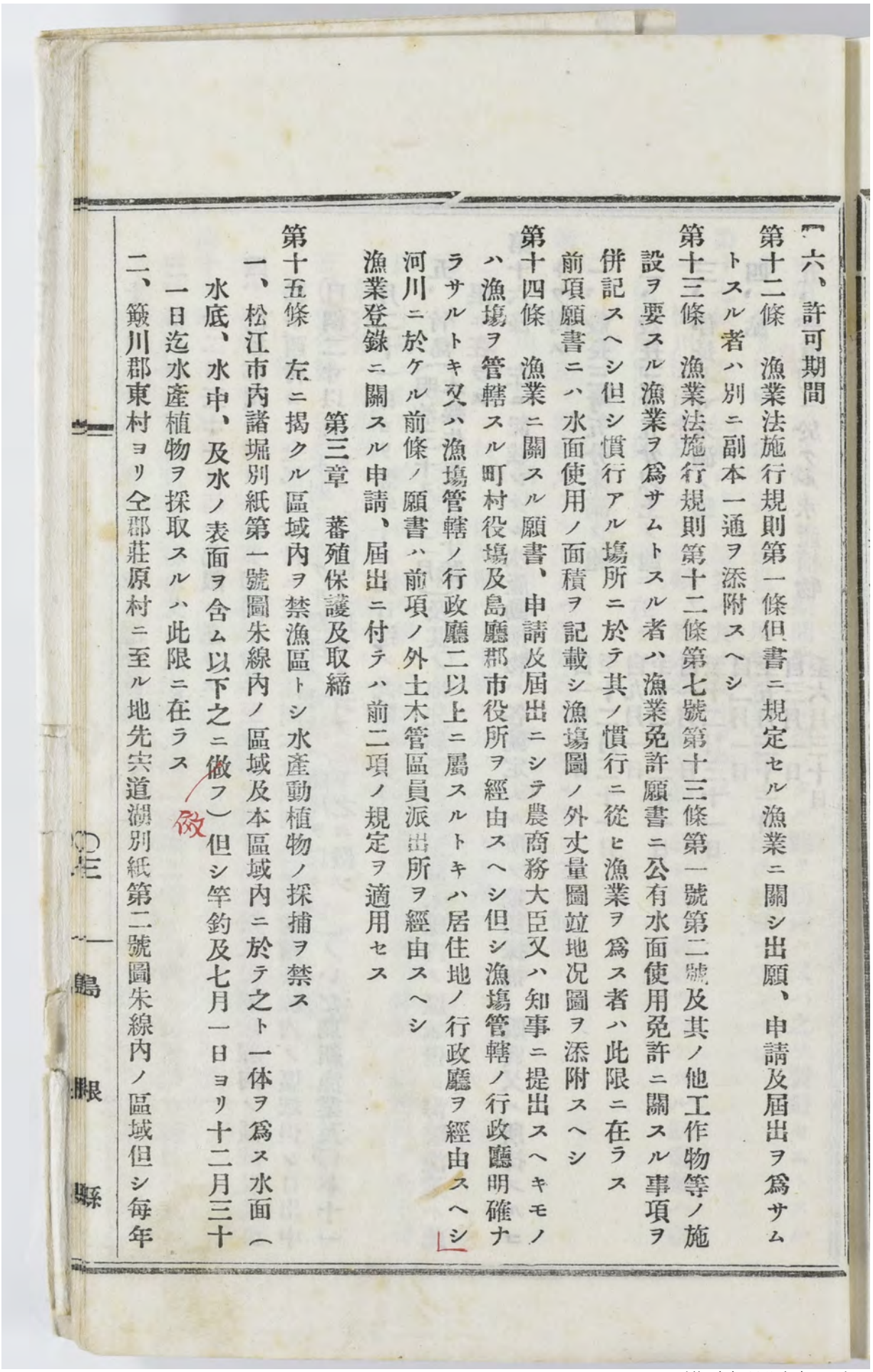

六、許可期間

第十二條　漁業法施行規則第一條但書ニ規定セル漁業ニ關シ出願、申請及届出ヲ爲サムトスル者ハ別ニ副本一通ヲ添附スヘシ

第十三條　漁業法施行規則第十二條第七號第十三條第一號第二號及其ノ他工作物等ノ施設ヲ要スル漁業ヲ爲サムトスル者ハ漁業免許願書ニ公有水面使用免許ニ關スル事項ヲ併記スヘシ但シ慣行アル場所ニ於テ其ノ慣行ニ從ヒ漁業ヲ爲ス者ハ此限ニ在ラス

前項願書ニハ水面使用ノ面積ヲ記載シ漁場圖ノ外丈量圖竝地況圖ヲ添附スヘシ

第十四條　漁業ニ關スル願書、申請及届出ニシテ農商務大臣又ハ知事ニ提出スヘキモノハ漁場ヲ管轄スル町村役場及島廳郡市役所ヲ經由スヘシ但シ漁場管轄ノ行政廳明確ナラサルトキ又ハ漁場管轄ノ行政廳二以上ニ屬スルトキハ居住地ノ行政廳ヲ經由スヘシ

河川ニ於ケル前條ノ願書ハ前項ノ外土木管區員派出所ヲ經由スヘシ

漁業登錄ニ關スル申請、届出ニ付テハ前二項ノ規定ヲ適用セス

第三章　蕃殖保護及取締

第十五條　左ニ掲クル區域内ヲ禁漁區トシ水產動植物ノ採捕ヲ禁ス

一、松江市内諸堀別紙第一號圖朱線内ノ區域及本區域内ニ於テ之ト一体ヲ爲ス水面（水底、水中、及水ノ表面ヲ含ム以下之ニ倣フ）但シ竿釣及七月一日ヨリ十二月三十一日迄水產植物ヲ採取スルハ此限ニ在ラス

二、簸川郡東村ヨリ仝郡莊原村ニ至ル地先宍道灣別紙第二號圖朱線内ノ區域但シ毎年

所蔵：島根県公文書センター

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

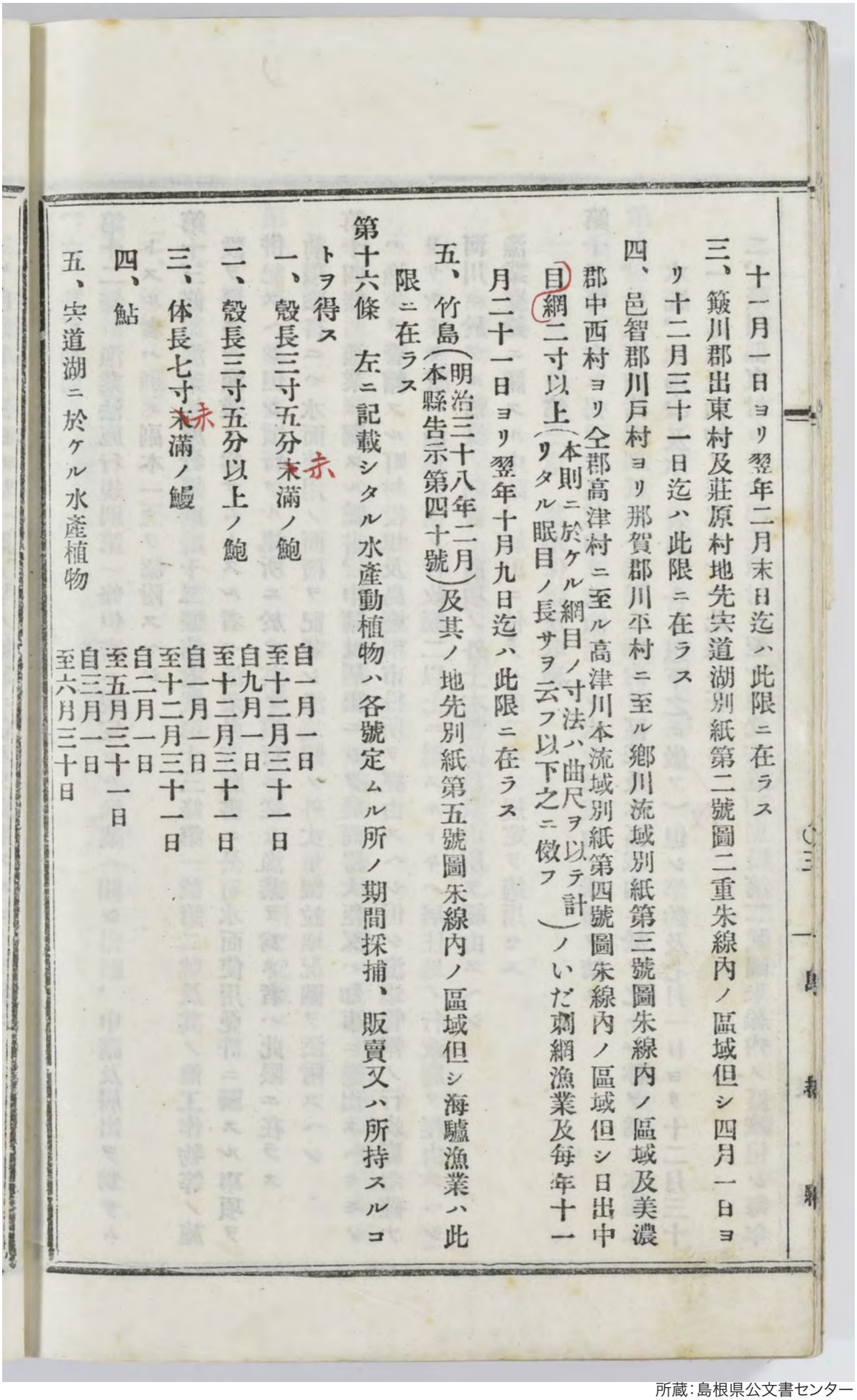

十一月一日ヨリ翌年二月末日迄ハ此限ニ在ラス
三、簸川郡出東村及荘原村地先宍道湖別紙第二號圖二重朱線内ノ區域但シ四月一日ヨリ十二月三十一日迄ハ此限ニ在ラス
四、邑智郡川戸村ヨリ那賀郡川平村ニ至ル鄉川流域別紙第三號圖朱線内ノ區域及美濃郡中西村ヨリ仝郡高津村ニ至ル高津川本流域別紙第四號圖朱線内ノ區域但シ日出中目網二寸以上（本則ニ於ケル網目ノ寸法ハ曲尺ヲ以テ計リタル眼目ノ長サヲ云フ以下之ニ倣フ）ノいだ刺網漁業及毎年十一月二十一日ヨリ翌年十月九日迄ハ此限ニ在ラス
五、竹島（明治三十八年二月本縣告示第四十號）及其ノ地先別紙第五號圖朱線内ノ區域但シ海驢漁業ハ此限ニ在ラス

第十六條　左ニ記載シタル水産動植物ハ各號定ムル所ノ期間採捕、販賣又ハ所持スルコトヲ得ス

一、殻長三寸五分未満ノ鮑　　自一月一日至十二月三十一日
二、殻長三寸五分以上ノ鮑　　自九月一日至十二月三十一日
三、体長七寸未満ノ鰻　　自一月一日至十二月三十一日
四、鮎　　自二月一日至五月三十一日
五、宍道湖ニ於ケル水産植物　　自三月一日至六月三十日

所蔵：島根県公文書センター

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

所蔵：島根県公文書センター

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

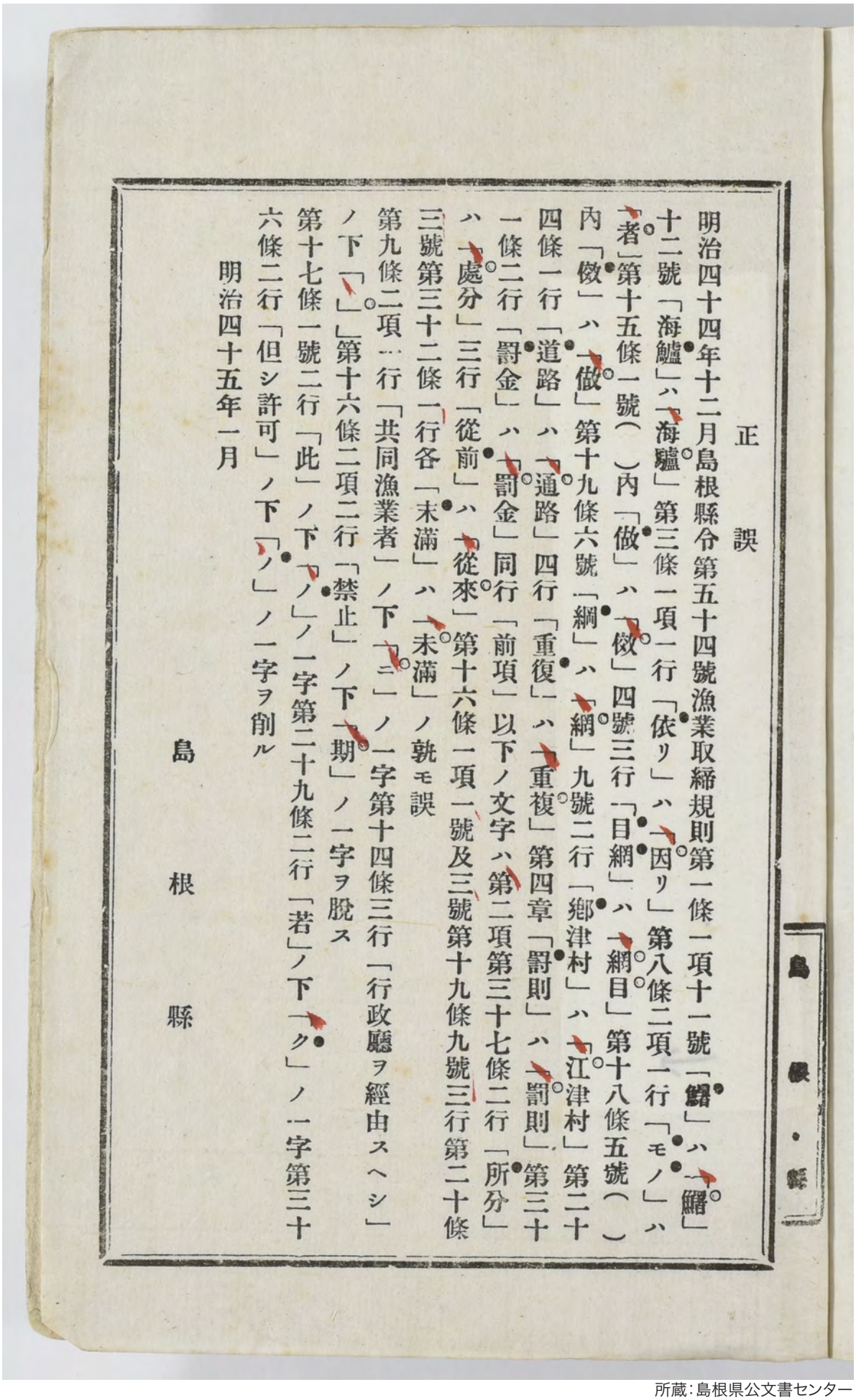

正　誤

明治四十四年十二月島根縣令第五十四號漁業取締規則第一條一項十一號「鰭」ハ「鰭」
十二號「海鱸」ハ「海驢」第三條一項一行「依リ」ハ「因リ」第八條二項一行「モノ」ハ
「者」第十五條一號（　）内「做」ハ「倣」四號三行「目網」ハ「網目」第十八條五號（　）
内「倣」ハ「做」第十九條六號「網」ハ「網」九號二行「鄉津村」ハ「江津村」第二十
四條一行「道路」ハ「通路」四行「重復」ハ「重複」第四章「罰則」ハ「罰則」第三十
一條二行「罰金」ハ「罰金」同行「前項」以下ノ文字ハ第二項第三十七條二行「所分」
ハ「處分」三行「從前」ハ「從來」第十六條一項一號及三號第十九條九號三行第二十條
三號第三十二條一行各「未滿」ハ「未滿」ノ誤モ
第九條二項一行「共同漁業者」ノ下「ニ」ノ一字第十四條三行「行政廳ヲ經由スヘシ」
ノ下「」」第十六條二項二行「禁止」ノ下「期」ノ一字ヲ脫ス
第十七條一號二行「此」ノ下「ノ」ノ一字第二十九條二行「若」ノ下「ク」ノ一字第三十
六條二行「但シ許可」ノ下「ノ」ノ一字ヲ削ル

明治四十五年一月

島根縣

所蔵：島根県公文書センター